

令和 8 年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

みどり市

日頃より税務行政について、格別の御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となり、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになります（地方税法第383条）。この手引きを参考に、期限までに償却資産申告書の提出をお願いします。

提出期限 令和 8 年 1 月 26 日(月)

受付開始日は令和8年1月5日(月)になります。

また、法定提出期限は1月末日（土曜日又は休日にあたる時は、休日等の翌日がその期限になります。）ですが、事務処理の都合上、上記期限までの提出にご協力をお願いします。

■ 申告の方法

申告していただく方	内容	提出書類	
昨年度に 引き続いて 申告される方	資産に増減の ある 場合	申告書と種類別明細書に、 令和7年1月2日か ら令和8年1月1日までの增加(申告もれ分も 含む)又は減少した資産を記入して提出してく ださい。	申告書 種類別明細書
	資産に増減の ない 場合	申告書の備考欄 『異動なし』 に○をつけ提出し てください。	申告書 種類別明細書
	廃業・解散・転出 等された場合	申告書の備考欄に 『廃業・解散・転出等』 の旨 とその年月日を記入し提出してください。	申告書 のみ
初めて 申告される方	資産の ある 場合	令和8年1月1日現在に所有する資産の全部 を申告してください。	申告書 種類別明細書
	資産の ない 場合	申告書の備考欄に 『該当資産なし』 と記入して 提出してください。	申告書 のみ
自社電算による 全資産申告をされる方	令和8年1月1日現在に所有する資産の全部 を申告してください。(増加・減少資産確認のた め、増加・減少の種類別明細書の提出もお願い します。)	申告書 全資産の種類 別明細書	
電子申告(eLTAX)による 申告手続をされる方	eLTAX(エルタックス)を利用した償却資産の電子申告ができます。 利用方法等につきましては、eLTAXホームページをご覧ください。 eLTAX HP https://www.eltax.lta.go.jp/		

■ 提出先と問合せ先

みどり市 市民部 税務課 資産税係

〒379-2395 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地

電話番号 0277-76-0964 (税務課直通)

※ 市民課（大間々庁舎）・東市民生活課（東支所）へも提出できます。

<申告に関しての注意事項>

◇申告書の記載方法については、記載例を参照してください。

◇申告書と種類別明細書は提出用と控用の2部ありますので、提出用のみ1部ご提出ください。

■ 償却資産のあらまし

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>）

1 申告の対象となる資産

- (1) 税務会計上、減価償却の対象となる資産。
 - (2) 遊休、未稼働の資産でも、1月1日現在事業の用に供することができる資産。
 - (3) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産。
ただし、10万円未満でも税務会計上、減価償却資産として計上しているものは対象となります。
 - (4) 減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却を行うことができる資産。
 - (5) 減価償却済みの資産であっても、事業の用に供している資産。
 - (6) 企業会計上、簿外資産として取扱われている資産であっても、事業の用に供している資産。
 - (7) 建設仮勘定で計上されている資産であっても、1月1日現在工事の一部又は全部が完成し、事業の用に供することができる資産。
 - (8) 資産の所有者が他の者に貸し付けて、その貸付先で事業の用に供している資産。
ただし、その所有者が資産の貸付を業としている場合は、貸し付けられた資産が貸付先で事業の用に供しているか否かにかかわらず申告が必要です。（貸主が申告）
 - (9) リース期間満了後、無償譲渡される資産。（原則として借主が申告）
 - (10) 割賦購入資産で割賦代金が完済されていないため、売主に所有権が保留されている資産。（原則として買主が申告）
 - (11) 建物附属設備には家屋で評価されるものと償却資産で申告するものがあり、償却資産に該当する資産。（「3 申告対象となる主な償却資産（2）」をご参照ください。）
 - (12) 賃借人が施した事業用造作設備及び建築附属設備。（賃借人が申告）
- ※ 資本的支出としての改良費は、1個の償却資産とし、本体部分と分離して申告してください。
- ※ 消費税を税込処理している場合は税込価格を、税抜処理している場合は税抜価格を取得価額として申告してください。
- ※ 太陽光発電設備関連については、「4 太陽光発電設備について」に掲載しておりますので、ご参照ください。
- ※ アパート・店舗等の舗装路面（駐車場等）も申告の対象となります。

2 申告の対象とならない資産

- (1) 商品、貯蔵品等の棚卸資産。
- (2) 家屋、建物附属設備のうち家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。
- (3) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの。
自動車（大型特殊自動車を除く）、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は二重課税を避けるため固定資産税の課税対象から除かれます。
- (4) 絵画、骨董品等の美術品、芸術品で減価償却していないもの。
- (5) 特許権、電話加入権、ソフトウェア等の無形固定資産。
- (6) 耐用年数1年末満又は取得価額10万円未満の資産で、一時に損金算入されたもの。
- (7) 取得価額20万円未満の資産を3年間で一括償却したもの。

3 申告対象となる主な償却資産

(1) 種類別の主な償却資産の種類

種類		償却資産の例
第1種	構築物 (建物附属設備含む)	舗装路面(駐車場等)、門及び塀、広告設備、緑化設備、庭園、水泳プール、テニスコート、ゴルフ練習場のネット設備・照明等、煙突、ガソリンスタンドの建物と独立したキャノピー、その他土地に定着する土木設備等
第2種	機械及び装置	モーター、施盤、ボール盤、ボイラ、プレス機、コンベア、ホイスト、クレーン、立体駐車場の機械装置、土木建設用機械(ブルドーザー、ロードローラ、パワーショベルなど)、太陽光発電設備、各種加工製造用機械装置等
第3種	船舶	ボート、はしけ、釣船、貨客船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車(車種番号「0」「00~09」「000~099」建設機械に該当するもの、「9」「90~99」「900~999」建設機械以外のもの)タイヤローラ、ショベルローラ、フォークリフト(小型特殊は除く)、動力運搬車等
第6種	工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、治具及び取付工具、家具(事務机等)、電気機器、ガス機器、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナー、金庫、事務用機器(パソコン等)、理美容機器、医療機器、娛樂機器等(ゲーム機器、パチンコ台等)

(2) 償却資産と家屋の区分表

主な設備等の例示です。家屋と設備等の所有関係が異なる場合は、当該設備等はすべて償却資産申告の対象ですが、所有関係が同一の場合は下記のとおりとなります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	●	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎
	中央監視設備	設備一式		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式、非常用照明器具 屋内設備一式	●	◎
	電力引込設備	引込工事		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	●	◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等	●	◎
	LAN設備	設備一式		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー等の機器 配管・配線等	●	◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	●	
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ 配管・配線等		◎
	避雷設備	設備一式	●	
	火災報知設備	設備一式	●	
	盜難非常通報装置	設備一式	●	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等		◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用) 局所式給湯設備(ヒットボン用、床暖房用等)中央式給湯設備	●	◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等	●	◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	●	
	消火設備	消化器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等		◎
	空調設備	ルームエアコン(壁掛け型)、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎
その他の設備等	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	●	◎
	自動車管制装置	設備一式	●	
	駐車場設備	機械式駐車設備(ターゲットブル含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーテン、ラップバー等		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	●	◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎

(3) 業種別の対象となる償却資産

業種	対象となる主な償却資産
共通	事務机、事務椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫、レジスター、コピー機、ルームエアコン、パソコン、LAN配線、看板、受変電設備、舗装路面等
小売業	商品陳列ケース、冷蔵ストッカー、自動販売機、冷蔵庫等
飲食業	食卓、椅子、厨房用品、カラオケ、冷蔵庫等
理容業・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、洗面設備、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機等
医院・歯科医院	ベッド、手術台、X線装置、調剤機器等
不動産賃貸業	アスファルト舗装、コンクリート舗装、緑化設備等
建設業	ブルドーザー、ポンプ、ボータブル発電機、パワーショベル等
工場	施盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備等
ガソリンスタンド	キャノピー(家屋と一体でないもの)、オイルチェンジャー、洗車機、ガソリン計量器、照明設備等

4 太陽光発電設備について

売電目的及び工場や事務所等の屋根などに太陽光発電設備を設置された方で、以下の課税対象に該当する場合は、償却資産の申告が必要です。

	全量売電	余剰売電	自家消費
法人	課税対象	課税対象	課税対象
個人(事業用) ※店舗やアパート等	課税対象	課税対象	課税対象
個人(住宅用)	課税対象	課税対象外 ※10kW以上課税対象	課税対象外

太陽光発電設備の設置場所の記入について

太陽光発電設備に係る申告の場合は、所在地の確認のため、償却資産申告書の「15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地」欄に設置場所を記入してください。また、「種類別明細書」の「資産の名称等」欄にも、資産名称に統一して太陽光発電設備の設置場所を記入してください。

5 儻却資産の評価

(1) 評価計算

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応する価値の減少(減価)を考慮して評価します。

- 前年中に取得された償却資産 評価額=取得価額×(1-減価率/2)
- 前年前に取得された償却資産 評価額=前年度の評価額×(1-減価率)

※ 「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

※ 評価額の合計が決定価格(課税標準額)になります。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

(2) 税率及び税額

税率 : 1.4% 税額 : 課税標準額×税率

(3) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

(4) 取得価額

原則として国税の取扱いと同様です。

(5) 減価率

耐用年数に応ずる減価率表(「固定資産評価基準」別表第15)

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2年	0.684	7年	0.280	12年	0.175	17年	0.127
3年	0.536	8年	0.250	13年	0.162	18年	0.120
4年	0.438	9年	0.226	14年	0.152	19年	0.114
5年	0.369	10年	0.206	15年	0.142	20年	0.109
6年	0.319	11年	0.189	16年	0.134	21年	0.104

(6) 耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令より（一部抜粋）

資産の種類	細目		耐用年数	細目	耐用年数	細目	耐用年数
構築物及び建物附属設備	野立看板	金属製	20	アスファルト路面	10	屋外消火栓	8
		その他	10	コンクリート路面、砂利道	15	屋外給排水設備	15
	工場緑化施設		7	ブロック塀	15	冷暖房設備	15
	庭園	20	金属製塀	10	可動間仕切り	簡易なもの	3
	プレハブ・仮設物置	7	受変電設備	15		その他	15
機械及び装置	繊維工業用設備（炭素繊維製造設備を除く）		7	プラスチック製品製造業用設備	8	金属製品製造用設備	被覆及び彫刻業又は打金業は及び金属製社用設備
	食品製造業用設備		10	総合工事業用設備	6		その他
	フォークリフト		4	台車（金属製）	7	台車（その他）	4
工具・器具及び備品	金型		2	切削工具	2	治具及び取付工具	3
	事務机・いす	金属製	15	陳列棚・ケース	6	電子計算機	ハサワク（ザーバー用除く）
		その他	8		8		その他
	応接セット	接客業用	5	冷暖房用機器	6	複写機・レジスター	5
		その他	8	看板・衬サイン	3	電話設備・通信機器	10

(7) 地方税と国税の取扱いの比較

項目	地方税の取扱い (固定資産税)	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法	建物以外の一般的な資産は、定率法、定額法の選択制度
前年中の新規取得	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度 特別償却、割増償却の制度	×（認められない）	○（認められる）
増加償却の制度 (所得税・法人税)	○（税務署への届け出要）	○（認められる）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
中小企業等の少額資産の 損金算入の特例	× (金額にかかわらず認められない)	○認められる

6 固定資産税の賦課期日と事業年度の関係

固定資産税（償却資産）の賦課期日は1月1日です。

企業の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末以降賦課期日までに資産の増加・減少があるときは、それらの資産についても申告してください。

※ 事業年度末以降賦課期日までに取得した資産で、申告に間に合わない場合は、当初申告後に修正申告をお願いします。

7 申告内容の確認調査等について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて、電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼等調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って追加申告をお願いすることがあります。現年度だけでなく過去5年度分（偽りその他不正行為により税額を免れた場合は7年度分）を遡及して課税することもありますので、あらかじめご承知おきください。

8 課税標準の特例が適用される資産

(地方税法第349条の3及び本法附則第15条などのうち主なもの)

- (1) 令和8年3月31日までに新しく取得された再生可能エネルギー発電設備に対して講じる特例措置があります。取得期間や特例率等の詳細はみどり市ホームページをご確認ください。
- (2) 市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した先端設備等に対して講じる特例措置です。(地方税法附則第15条第43項)



対象資産	取得時期	特例率
①3~5年の計画期間における労働生産性が平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿って取得された設備	令和5年4月1日～令和7年3月31日	従業員への賃上げ方針の表明なしの場合 最初の3年度分 1/2
②投資利益率が年率5%以上向上することが投資計画に記載された設備	令和5年4月1日～令和6年3月31日	従業員への賃上げ方針の表明ありの場合 最初の5年度分 1/3
③1台又は1基の取得価格が、次の資産区分ごとの額以上の設備 ・機械装置：160万円 ・測定工具及び検査工具：30万円 ・器具備品：30万円 ・建物附属設備（償却資産の課税対象となる設備に限る）：60万円	令和6年4月1日～令和7年3月31日	従業員への賃上げ方針の表明ありの場合 最初の4年度分 1/3
④生産、販売活動等の用に直接供される設備 ⑤中古資産でない設備 ※ 上記①～⑤をすべて満たす資産	令和7年4月1日～令和9年3月31日	1.5%以上の賃上げ表明に関する記載あり 最初の3年度分 1/2 3%以上の賃上げ表明に関する記載あり 最初の5年度分 1/4

〈対象者〉

次の法人又は個人。ただし、発行済み株式の総数の2分の1以上が大規模法人により所有されている法人（大企業の子会社等）を除く。

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

〈添付書類〉

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ・同計画に係る認定書の写し
- ・認定経営革新等支援機関(商工会等)による投資計画に関する事前確認書の写し
- ・(賃上げ表明ありの場合のみ) 従業員への賃上げ方針の表明を証する書面の写し

※ 令和7年4月1日以降に計画認定を受ける場合等で賃上げ表明（雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの）に関する記載がない場合は、特例の対象外となります。

- (3) 汚水又は廃液処理施設に対して講じる特例措置です。(地方税法附則第15条第2項第1号)
令和4年4月1日以後に取得した施設については、暫定排水基準が適用されている事業者の方が取得する処理施設のみ適用対象です。

対象資産	取得時期	特例率 (わがまち特例)
汚水又は廃液処理施設 (水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設)	令和6年4月1日～令和8年3月31日	1/2

- (4) 下水道除害施設に対して講じる特例措置です。(地方税法附則第15条第2項第5号)

令和4年4月1日以後に取得した施設については、令和4年4月1日以後に供用開始した公共下水道区域内の工場等で、供用開始した日以前から事業を行う方が設置した除害施設のみ適用対象です。

対象資産	取得時期	特例率 (わがまち特例)
下水道除害施設 (下水道に悪影響を与える下水から有害物質等を除去するために必要な施設)	令和6年4月1日～令和8年3月31日	4/5

(5) 家庭的保育事業等にて保育事業の用に供する設備に対して講じる特例措置です。

(地方税法第349条の3第27,28,29項)

対象資産	取得時期	特例率 (わがまち特例)
家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設 〔各保育事業の用に直接供する資産 ※事業所内保育事業は、利用定員が1人以上5人以下の場合が対象〕	令和6年4月1日～	1/2

※ 「特例率」は、いずれも課税標準となるべき価格に乗じる値です。

9 過疎対策のための固定資産税の課税特例について

みどり市では、地域活力の向上・地域の産業振興を促進するため、「みどり市過疎地域持続的発展計画」で定めた産業振興促進区域および振興すべき業種で、次の要件を満たす事業用資産を取得などした場合は、その資産に対する固定資産税について、申請により3年間の課税免除を受けることができます。

(1) 対象区域 東町区域、大間々町区域（令和4年4月1日追加）

(2) 対象業種 製造業、農林水産物等販売業、旅館業および情報サービス業等

(3) 主な対象要件

①青色申告書を提出する法人又は個人

②東町区域については令和3年4月1日から令和9年3月31日、大間々町区域については令和4年4月1日から令和9年3月31日の間に取得、製作又は建設（新築、増築、改築等）した減価償却設備で、取得価格の合計額が以下に該当するもの

対象業種	資本金額		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円 以上※	2,000万円 以上※
農林水産物等販売業 情報サービス業等		500万円以上※	

※ 新増設に係る取得に限られます

(4) 免除対象資産 家屋、償却資産（機械・装置）、土地（取得の日の翌日から起算して、1年以内に家屋の建設の着手があった土地に限られます。）

(5) 免除期間 課税することとなった年度以後3年度分を免除

(6) 申請期限 特例の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月末日
(例：令和8年度の課税免除の適用を受けようとする場合は、令和8年2月2日(月)が申請期限となります。)

※ 適用2年度目、3年度目についてもそれぞれ申請が必要です。

(7) 申請書類 固定資産税の課税免除申請書

(添付書類) 土地・家屋・償却資産の明細書

※ 申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

※ その他にも必要書類がありますので、事前にお問い合わせください。

(8) 申告書提出先 税務課（笠懸庁舎）

※ 対象要件、免除対象資産および申請書類などの詳細については、市ホームページをご覧いただかずか、税務課資産税係までお問い合わせください。

10 個人番号又は法人番号について

(1) 申告書への個人番号又は法人番号の記載について

申告書「3個人番号又は法人番号」欄に、マイナンバーを記載してください。

※個人番号は12桁のため左1文字をあけてください。



		令和 <input type="text"/> 年度	【提出用】		※ 所有者コード		
		償却資産申告書(償却資産課税台帳)					
(電話)	3 個人番号又は 法人番号					8 短縮耐用年数の承認	有・無
	4 事業種目 (資本金等の額)	(百万円)				9 増加償却の届出	有・無
	5 事業開始年月	年	月	10 非課税該当資産	有・無		

(2) 本人確認について

個人番号(法人番号を除く)を記載した申告書に、以下の書類の添付等が必要となります。

※ 「通知カード」に記載された氏名、住所等に変更がある方は、住民票の写しなど
(マイナンバー記載があるもの)。

①本人が提出する場合

提出方法	添 付 書 類 等
窓口・郵送	個人番号カード又は通知カードなど+運転免許証など ※郵送の場合は、写しを添付してください。
電子申告(eLTAX)	電子証明書等により確認を行うため、資料の添付は不要です。

②本人の代理人(税理士)が提出する場合

提出方法	添 付 書 類 等
窓口・郵送	税務代理権限証書+税理士証票+個人番号カードなど ※郵送の場合は、税務代理権限証書は原本、他の書類は写しを添付してください。
電子申告(eLTAX)	電子証明書等により確認を行うため、資料の添付は不要です。

※ 所有者本人に代わり親族等が申告書を提出する場合は、所有者本人の確認書類
(上記①)が必要となります。

(3) その他

- 個人番号の記載された申告書(控)等の返送を希望の方は、個人番号が含まれるため簡易書留での返送となります。同封いただく返信用封筒の表面に『簡易書留』と赤字で記載してください。
『簡易書留』記載がないものや、切手が料金不足のものは、普通郵便での返送となります。
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)により、「個人番号又は法人番号」欄に所有者の個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の記載が必要となります。

〒379-2395

群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地

みどり市役所

税務課 資産税係 行

←郵送で申告書を提出する場合は、こちらのラベルを切り取り、封筒に貼付し御利用ください。

※切手の貼付が必要です。重量超過及び郵便料金改定による切手の料金不足にご注意ください。

詳しくは郵便局ホームページ等でご確認ください。

減少・耐年訂正の場合

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和8年度

所	有	者	コード	年	月	日
1	1	0	1	2	3	4
5	6	7	8			

登録番号	登録者名	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 号	取 得 価額	耐 用 年 数	減 値 償 価 率	残 存 率	(イ) 耐 用 年 数 適 用 誤 り の 場 合	課 税 標 準	準 額	課 税	標 準	準 額	
									終年(暦)コード	十億 千 百 万 千 円	十億 千 百 万 千 円	十億 千 百 万 千 円	十億 千 百 万 千 円	十億 千 百 万 千 円	
01 1	株式会社コード	給排水設備		1H02 04	781,500,150.	15									
02 1		洗車場		1H02 04	700,000.										
03 1		プロック屏		1H02 02	274,000.										
04 1		舗装工事		1H02 02	1,500,000.										
05 1		プロック屏		1H03 10	300,000.	15									
06 2		精密旋盤		1H03 04	2,500,000.	9									
07 2		カッター		1H02 01	2,101,000.	9									
08 5		フォークリフト		1S60 04	980,000.	40.									
09 5		小型フォークリフト		1H05 05	337,000.	40.									
10 6		金庫		1H25 04	14,000.	50.									
11 6		スチール製書庫		1H30 04	998,000.	50.									
12 6		複写機		1R02 04	12,500.	15									
13 6		スチール机													
14															
15															
16															
17															
18															
		小計													

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいづれかに○印を付けてください。

注) 申告書は、電子計算機で処理しますので、記入する文字や数字は正確に記入してください。

新規・増加の場合

全資產用

摘要 次のような事項を記載してください。その適
用標準・例: 地方税法附則第64条
用条件・例: 年賦額が()必要で、車両
耐田年数

・耐用年数の短縮など必要な事項										
1. 勘定										
2. 資産										
※ 所有者コード										名前
1 1 0 1 2 3 4 5 6 7 8										有
資産の名稱等										業会社
資産コード										OO工業
資産番号										所
取扱年月										有
取扱年月										者
数量										名
取扱年月										勘定
年号										1. 勘定
月										2. 資産
年										3. 摘要
月										4. 件目
年										5. 件目
月										6. 件目
年										7. 件目
月										8. 件目
年										9. 件目
月										10. 件目
年										11. 件目
月										12. 件目
年										13. 件目
月										14. 件目
年										15. 件目
月										16. 件目
年										17. 件目
月										18. 件目
年										小計
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										
月										
年										

「資産の名稱等～耐用年数」までの欄を全部記入してください。

（生）申告書は、電子計算機で処理しますので、記入する文字や数字は正確に記入してください。